

山梨県公報

第五十五号

令和元年

十二月五日

木曜日

目次

告示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三八九

○道路の区域変更(二件)……………三八九

○道路の供用開始……………三九〇

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………三九〇

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三九一

○換地計画の適当決定……………三九一

○公共測量の実施……………三九一

教育委員会

○山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………三九二

○随意契約の相手方の決定について……………三九四

公安委員会

○山梨県警察放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則……………三九四

告示

山梨県告示第四百二十三号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一十一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中三十の項を三十一の項とし、四の項から二十九の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四 山梨県職員火山防災職選考採用試験

試験種目別得点、総合得点及び順位

可否通知を発送した日から一か月間

山梨県防災局
防災危機管理課

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
山梨市三富川浦字地蔵沢八九六番一地先から 山梨市三富川浦字地蔵沢八九六番一地先まで	旧	二二・五	三二・〇	四一・一	
	新	二二・五	三三・二	四一・一	

山梨県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く)において、この告示の日から令和元年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区	間		旧別 (メートル)	延 (メートル)
	新	旧		
北都留郡小菅村字吉原四七番一地从先から 北都留郡小菅村字吉原四四番一地从先まで	一・七	八・五	敷地の幅員 (メートル)	六〇・〇
	四・五	一・五		
	六〇・〇			

山梨県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	笛吹市石和町八田字塚之越 吹川右岸堤防地先から 笛吹市石和町川中島字宮ノ東 笛吹川右岸堤防地先まで	二六六・九	令和元年十二月五日	

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十二月五日

届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあっては代表者 住所

の氏名	
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水四千五百一番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 コメリハード&グリーン山梨万力店
 - (二) 所在地 山梨県山梨市万力字足原田九百六十三番外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水四千五百一番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和二年七月二十二日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四千二百六十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二百十三台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 三十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 二十五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前七時

(2) 閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 四箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前七時から午後九時まで

三 届出年月日 令和元年十一月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年四月六日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二

変更後

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
外未定
山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
外二者

3 変更の年月日 令和元年十一月二日

三 届出年月日 令和元年十一月十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年四月六日まで

● 換地計画の適当決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった農業基盤整備促進事業（山高地区山高工区）の換地計画を適当と決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 令和元年十二月六日から令和二年一月九日まで

三 縦覧場所 北杜市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和二年一月二十四日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年六月五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により都留市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影）

二 測量の地域 都留市全域

三 測量の期間 令和元年十一月二十日から令和二年三月三十一日まで

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月五日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「、第6号及び第7号」を「及び第6号」に改める。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式

身体に関する証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

所見（疾病異常、特記事項等）	
----------------	--

上記のとおり証明します。

年 月 日

住 所

病 院 名

医師氏名

印

附則

(施行期日)

1 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県教育職員免許に関する規則の規定により提出された書類は、改正後の規定により提出された書類とみなす。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年十二月五日

山梨県教育委員会
教育長 市川 満

一 随意契約に係る借入物品等

(一) 名称 教員一人一台端末等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県教育庁高校教育課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和元年九月四日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社J ECC

(二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番地一号

五 契約金額 四億六千七百一十六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定に該当するため。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月五日

山梨県公安委員会
委員長 武田 信彦

山梨県警察放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年山梨県公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三号ハ及びニ」を「第三号ロ及びハ」に改める。

第十四条第二項中「第二条第二項第三号ハ及びニ」を「第二条第二項第三号ロ及びハ」に改める。

第一号様式中

「法人関係」寄付行為等
定款・事項証明書
役員名簿（第2号様式）
住所記載した名簿（第4号様式）
資機材を保有する旨の誓約書（第5号様式）
駐車監視を視る者証の写し（2人以上）
「各役員関係」又は抄本
本登記事項（第3号様式）
登記簿関係
住所記載した名簿（第2号様式）
資機材を保有する旨の誓約書（第5号様式）
駐車監視を視る者証の写し（2人以上）
「各役員関係」又は抄本
本登記事項（第3号様式）

「法人関係」寄付行為等
定款・事項証明書
役員名簿（第2号様式）
住所記載した名簿（第4号様式）
資機材を保有する旨の誓約書（第5号様式）
駐車監視を視る者証の写し（2人以上）
「各役員関係」又は抄本
本登記事項（第3号様式）

診断書 (第3号様式)

)
に定める。

第81号)第7条第5号に掲げる事
当しない旨の市区町村長の証明書

第三号様式中「覚せい剤」や「覚醒剤」に定める。

第四号様式、第十号様式及び第十三号様式中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破
産者で復権を得ないもの」や「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁
錮」や「禁錮」に定める。

第十五号様式中

終了証明書又は認定書
 戸籍謄本又は抄本
 登記事項証明書
 診断書 (第3号様式)
 誓約書 (第16号様式)
 写真2枚 (うち一枚貼付)

終了証明書又は認定書
住民票の写し事項 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7
第5号に掲げる事項 (外国人にあっては、同法第30条の45に規
する国籍等) が記載されたもの)
破産手続開始の証明書
町村長の証明書 (第16号様式) 写真2枚 (うち一枚貼付)

条定
区
に定める。

第十六号様式中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」や
「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮」や「禁錮」に定める。
附 則
この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番